

トピックス

私たちの
アイデアを
報告しました！



1 若者議会政策中間報告

問合せ 市民自治推進課
(TEL 23-7697)

ID 764631519

若者政策委員会

8月19日(月)に第10期若者議会政策中間報告が行われ、各委員会から現時点で話し合われている政策方針や政策案について、市長に報告しました。

今後は委員会毎に会議を行い、11月の答申までに具体的な事業計画を作成します。

若者議会が設置されて10年が経とうとする今、改めてこれまでを振り返り、この先に向けて新たなスタートを切れるよう、若者総合政策や若者議会の運営方法を見直します。また、広く知ってもらう機会を創出します。

若者総合政策については、過去10年で実施してきた事業の結果・状況を踏まえ、新たに出てきた課題や今の若者のニーズなどを盛り込んだ内容で更新します。

また、若者議会を広く知ってもらう機会として、市内を含む全国の若者や市民をターゲットとした10周年イベントの開催や記念グッズの作成、PR事業を検討しています。

まちづくり委員会

新城市が「誇れるものがあるまち」になるように若者目線で探り、その「誇れるもの」を共有するための交流の機会を提供することを目指します。

それにより、より多くの人が新城のことを好きになり、新城のことを語れるようになると考えました。また、新城を出た人が戻って来られなくても、関わりたいと思えるようになることが期待できます。

現段階では、無料の飲み物を提供して気軽に交流を行うことができるフリーコヒーや、外出する機会を作り、参加者同士が交流するサイクリングの推進、市内に限らず市外や国外の学校との交流などの政策案を検討しています。

未来の育み手委員会

新城で子育てしている人に限らず、していない人にも情報が行き届き、また保護者が安心して子育てでき、子どもの笑顔が増えるまちを目指します。

新城市内に子どもが遊べる施設はありますが、土日は休館日で解放されていない施設もある

ため、親が子どもと一緒にいきたいと思える場を充実させ、親や子どもの交流を促進できるように新城図書館ドリームサロンのリノベーションや中高生による読み聞かせを検討しています。

また、新城市で行っている子育て支援や助成などについて知ってもらうため、それらを一つにまとめた冊子などの作成を検討しています。



報告の様子▶

2

令和7年4月採用 新城市職員採用試験(D日程追加実施)

令和7年4月採用の市役所職員を募集します。募集要項と試験申込書を9月17日(火)から次の場所で配布します。

配布場所 秘書人事課人事係(4階)、市役所総合案内(1階)、各総合支所地域課、新城まちなみ情報センター、新城図書館
申込期間 9月24日(火)から10月4日(金)までに秘書人事課人事係へ申込書を提出してください。
その他 受験資格や申込方法など試験の詳細は募集要項(市ホームページに掲載)でご確認ください。

第一次試験

試験日 10月19日(土)
場所 市役所4階会議室
内容 S C O A 試験、適性検査、作文試験

試験区分	募集職種	人数	受験資格(年齢・学歴・免許など)
民間企業等 経験者	一般行政職 (学芸員)	1人	博物館法に定める学芸員資格を有し、令和6年3月末において埋蔵文化財の発掘調査、事務事業及び学芸員としての職務経験(正社員・嘱託職員の期間に限る)を2年以上有する方 業務内容 文化財保護政策の企画立案、埋蔵文化財の発掘調査・研究、文化財の公開・活用等、さらに施設管理、来館者対応など一般事務の業務に従事します。
	一般行政職 (建築技師)	1人	一級建築士又は二級建築士の資格を有し、令和6年9月末までに民間企業等における建築に関する職務経験が5年以上あり、採用後その経験が生かせる方
実務経験者	保育士・ 幼稚園教諭	3人 程度	保育士・幼稚園教諭の両方の資格・免許を有し、令和7年3月末までに実務経験が3年以上あり、その知識経験を生かしてクラスを受け持つことができる方

昭和60年4月
2日以降に生
まれた方

昭和40年4月
2日から平成8
年4月1日まで
に生まれた方

昭和44年4月
2日以降に生
まれた方

ID

370938690

問合せ 秘書人事課

(TEL 23-7619)



3

〜請井雪子さんは

ご存じですか〜

10月は愛知県男女共同参画月間です

問合せ 市民自治推進課

(TEL 23-7697)

昭和22年頃から、女性の地位向上を主目的にした新生婦人会が東三河の各地に結成され始めました。そんな折、堂々と意見を主張し、女性の地位向上をめざすリーダーが現れました。請井雪子^{うけいせうこ}さん、旧七郷一色村の女性です。彼女は地区の初代婦人会長になります。そして、地域の女性と意見交換を行い、「明るい台所づくり」をテーマに、暗くて不衛生な台所の改善に乗り出しました。すると、「女のくせに生意気だ」、「あれは暇つぶしの道楽だ」、「やめさせたほうがいい」といった高齢者や男性から批判的な声があがりました。しかし、彼女を中心とする婦人会員の結束は固く、いつそう台所改善に意欲を燃やしました。

彼女たちの最大の難関は資金の調達でしたが、内職をしたり、飼料を作ったりして共同積立を行い、難関を次々に突破していきました。

こうした努力が実り、高齢者や男性たちも批判から協力へと次第に態度を変えていきました。

そして7年後、愛知県の活動発

表大会で優勝、東京都で行われた全国発表大会でも優勝に輝き、「新生活モデル日本「七郷一色村」は全国に知れ渡りました。

こうした女性の地域活動は盛り上がりを見せ、近隣市町村に広がりました。しかし、平成に入ると、女性の社会進出とともに、共働き家庭が増え、衰退していきました。ところが最近では、女性区長や女性公民館長などが極少数ですが現れてきています。

新城市人口の半数以上は女性です。女性参画がなければ、人口減少によって地域活動が成立しなくなる時が必ず訪れます。

女性リーダーの登場は、必ずや地域の変革と活力を促進するはずで

出でよ！
令和の請井雪子さん。



寄稿 新城市男女共同参画審議会
原田克幸 副会長

4

野外焼却(野焼き)に
注意してください

問合せ 環境政策課

(TEL 23-7690)

ID 414812084

ごみの野外焼却は法律および県条例において禁止されています。ごみを庭先などで燃やすことは、不十分な火の後始末による火災の発生や、近所の方に煙や臭いで迷惑をかける原因になることがあります。

ただし、野外焼却禁止の例外が定められており、次に掲げる行為が例外として認められています。

- ◆農業、林業または漁業を営むためにやむを得ない焼却
- ◆たき火、落ち葉の焼却などの一過性の軽微な焼却
- ◆風俗慣習上の行事のための焼却

例外とされた場合であっても、むやみに焼却してはいけません。煙や臭いで周辺の方に迷惑をかけるような焼却する量や時間帯に配慮してください。また、火災予防のために、風が強い日は避け、十分な消火準備をして、焼却現場から離れないようにしてください。

苦情が寄せられた場合は、指導などの対象となる場合があります。



5

無料で介護の資格を
取得して働きませんか

問合せ
高齢者支援課（Tel 23-7688）
東三河広域連合介護保険課
（Tel 0532-2618473）

介護事業所で職場実習を受けながら、介護職員初任者研修を修了し、介護事業所への就職を目指します。研修の受講費用は無料です。また、派遣期間中は派遣元企業から給与が支給されます。

参加希望の方は、説明会へ参加してください。

対象 介護に関する資格を持っていない方

説明会会場 新城文化会館
103会議室

説明会日程

10月2日(水)、18日(金)、29日(火)、

11月12日(火)、22日(金)

いずれも午後1時30分～

※11月以降の開催も予定しています。

ホームページをご覧ください。

申込 (株)東海道シグマ(Tel 0532-

2117228)へ電話またはホーム

ページからお申込みください。

説明会前日まで予約可能です。ま

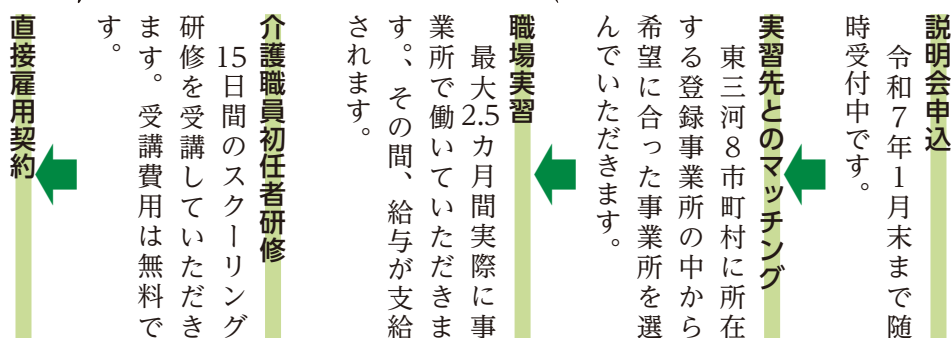
た、日程が合わない場合は個別対

応も可能です。



▲ホームページ

並行して実施



6

ひきこもり・不登校に
関するお悩み相談

問合せ
こども家庭センター
(Tel 22-9918)

ひきこもり・不登校の本人や家族からの相談を受け、状況を整理し、必要なサポートにつながるお手伝いをします。

プライバシーに配慮した相談室での個別面談のほかにも、ご自宅や公的施設などに訪問して、お話を伺うことができます。まずは、電話やメールでご相談ください。



相談場所		電話番号 / メール	相談時間
福祉課	市役所本庁1階 6番窓口	23-7624 fukushi@city.shinshiro.lg.jp	平日 (12/29～1/3除く) 8:30～17:00
こども家庭センター みらいこ	市役所本庁1階 7番窓口	22-9918 kosodate@city.shinshiro.lg.jp	
くらし・しごと サポートセンター	社会福祉協議会 新城字東沖野20番地12 (しんしろ福祉会館内)	23-6510 ss@shinshiroshakyo.or.jp	

7

10月から児童手当制度
が変わります問合せ こども未来課
(TEL 2317622)

ID 674881862

所得制限撤廃や対象児童年齢
の引き上げなど、大きな変更があ
ります。

		9月まで(改正前)	10月から(改正後)
所得制限		あり(保護者の所得により5,000 円の支給または支給なし)	なし
手当 月額	3歳未満	1万5,000円	1万5,000円
	3歳～ 小学生	1万円 (第3子以降は1万5,000円)	1万円
	中学生	1万円	1万円
	高校生年代	なし	1万円
支払期月		年3回(2月、6月、10月)	年6回(偶数月)

9月まで

第1子が高校生年代
(例)高校生 中学生 小学生

0円 1万円 1万5,000円

※支給対象児童は中学生以下

point! 小学生以下の第3子は、1万5,000円支給されます。

10月から

第1子が大学生年代
(例)大学生 高校生 中学生

0円 1万円 3万円

※支給対象児童は高校生以下

point! 高校生以下の第3子は、3万円支給されます。

詳しくは市ホームページを
ご覧ください。

申請が必要となる方

対象となるであろう方へ申請
書を郵送しました。◆所得が超過しており、手当を
受給していない方◆1番下の子が高校生年代であ
り、手当を受給していない方
◆手当を受給しており、新たに
第3子の算定を受ける方※公務員の方は、勤務先へ問い合わせ
ください。

8

11月から
児童扶養手当制度が
変わります問合せ こども未来課
(TEL 2317622)

ID 332049244

所得限度額と第3子以降の加算額
が引き上げられます。

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と
生計を同じくしていない児童が育成
される家庭(ひとり親)の生活の安定
と自立の促進寄与のために支給され
る手当です。前年度の所得に応じて
支給され、全部支給と二部支給の判定
基準となる所得限度額が設定されて
います。

変更例(所得限度額引き上げ)

子ども一人の場合、全部支給につい
ては160万円から190万円とな
ります(収入ベース)。

変更例(第3子以降の加算額)

第2子の加算額と同額になります。
例えば、これまで全部支給の加算額
6450円から、1万750円となり
ます。引上げが適用される11月以降分の
手当は、令和7年1月以降支払われ
ます。

広告

もっぴティーズチャンネルをたのしもう!

FacebookやX(旧Twitter)のティーズチャンネル公式アカウントでは、番組では
紹介できない情報など更新しています(^^) ぜひ、フォローしてくださいね♪

フェイスブック

ティーズ



X (旧Twitter)

@teeshensei

[ティーズ] 今月の番組スケジュールは
こちらからご確認いただけます

[ティーズ]

豊橋ケーブルネットワーク株式会社



0120-816-142

豊橋市小畷町596 【営業時間】9:30～17:30 https://www.tees.jp/

※財源確保のために有料広告を掲載しています。広告の内容に関する問い合わせは、直接広告主へ。